

## 差 押 債 権 目 録

金 ..... 円 ← ※請求債権額を超えることはできません。

債務者が、第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する役員報酬及び賞与から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額にして、頭書金額に満つるまで。

上記により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは、役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額にして、上記と合計して頭書金額に満つるまで。